

【新旧対照表】「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成 13 年 7 月 23 日付け雇児発第 488 号・社援発第 1275 号・老発第 274 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長・老健局長連名通知）

（下線部分は改正部分）

改正後	現行
雇児発第 488 号 社援発第 1275 号 老発第 274 号 平成 13 年 7 月 23 日 <u>（最終改正平成 30 年 3 月 30 日）</u> 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び 社会福祉施設に対する指導監督の徹底について 社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）に対する指導監督については、厚生省内に設置した「施設整備業務等の再点検のための調査委員会」において、法人及び施設の指導監督等に係る業務の適正化を図るための改善措置等について検討した結果に基づいて、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成 9 年 3 月 28 日社援企第 68 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭	雇児発第 488 号 社援発第 1275 号 老発第 274 号 平成 13 年 7 月 23 日 <u>（最終改正平成 25 年 3 月 29 日）</u> 都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 厚生労働省社会・援護局長 厚生労働省老健局長 社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び 社会福祉施設に対する指導監督の徹底について 社会福祉法人（以下「法人」という。）及び社会福祉施設（以下「施設」という。）に対する指導監督については、厚生省内に設置した「施設整備業務等の再点検のための調査委員会」において、法人及び施設の指導監督等に係る業務の適正化を図るための改善措置等について検討した結果に基づいて、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」（平成 9 年 3 月 28 日社援企第 68 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭

局長連名通知。以下「旧通知」という。)により改善策等をお示してきたところであり ます。 今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の施行、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成 12 年法律第 111 号）の公布・施行、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等関係通知の改正等を踏まえ、旧通知を廃止し、新たに下記のとおり定めることといたしましたので、当該通知を踏まえ、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督を行っていただきますようお願い申し上げます。 なお、本通知は、2、4 及び 5（3）～（5）を除き地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。 記 1 法人認可に係る審査について （1）（略） （2）法人の審査に当たっては、施設整備を優先するあまり法人認可の審査がおろそかになることはあってはならず、施設整備の必要性から離れて独自の判断による審査を行うよう留意されたいこと。このため、施設整備担当以外の関係課、部局を加えた庁内審査会を設置するなど、内部けん制機能を確保した合議制による審査体制により、的確な審査を行われたいこと。 なお、施設整備に係る国庫補助協議（厚生労働省子ども家庭局及び老健局が所管する交付金に係る協議を含む。以下同じ。）に当たっては、当該審査を経ていることを条件とするものであること。 （3）国庫補助金（厚生労働省子ども家庭局及び老健局が所管する交付金を含む。以下同じ。）及び（独）福祉医療機構の融資を受けて施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該国庫補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行われたいこと。 このため、従来、（独）福祉医療機構の融資については国庫補助金内示後に融資申込を受け付け、審査を実施していたが、今後は、法人を新設して施設整備を行	局長連名通知。以下「旧通知」という。)により改善策等をお示してきたところであり ます。 今般、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）の施行、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成 12 年法律第 111 号）の公布・施行、「社会福祉法人の認可について」（平成 12 年 12 月 1 日障第 890 号・社援第 2618 号・老発第 794 号・児発第 908 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）等関係通知の改正等を踏まえ、旧通知を廃止し、新たに下記のとおり定めることといたしましたので、当該通知を踏まえ、社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監督を行っていただきますようお願い申し上げます。 なお、本通知は、2、4 及び 5（3）～（5）を除き地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく都道府県及び市（特別区を含む。以下同じ。）が法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出することを申し添えます。 記 1 法人認可に係る審査について （1）（略） （2）法人の審査に当たっては、施設整備を優先するあまり法人認可の審査がおろそかになることはあってはならず、施設整備の必要性から離れて独自の判断による審査を行うよう留意されたいこと。このため、施設整備担当以外の関係課、部局を加えた庁内審査会を設置するなど、内部けん制機能を確保した合議制による審査体制により、的確な審査を行われたいこと。 なお、施設整備に係る国庫補助協議（厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び老健局が所管する交付金に係る協議を含む。以下同じ。）に当たっては、当該審査を経ていることを条件とするものであること。 （3）国庫補助金（厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び老健局が所管する交付金を含む。以下同じ。）及び（独）福祉医療機構の融資を受けて施設を設置する場合の法人の設立認可の審査は、当該国庫補助金及び融資の審査と相互に連携を図り、行われたいこと。 このため、従来、（独）福祉医療機構の融資については国庫補助金内示後に融資申込を受け付け、審査を実施していたが、今後は、法人を新設して施設整備を行
--	--

うものであって、毎年1月末日までに国庫補助協議申請と併せ、都道府県市の意見書を添えて機構融資の申込を行った案件については、国庫補助協議と並行して融資審査を実施し、都道府県市における法人の認可及び国における補助事業の決定との連携を図ることとしていること。この並行審査の実効を期すため、国庫補助協議を行うことが確実に見込まれる案件については、前年の10月以降順次融資申込を行うこと(この場合、意見書の提出は1月末日までに行うこと)。 なお、厚生労働省<u>子ども家庭局</u>及び老健局が所管する交付金の対象施設のうち、法人を新設して施設整備を行うものについては、都道府県市において、(独)福祉医療機構及び市区町村(市区町村の整備計画に基づく交付金の場合に限る。以下同じ。)と連携を図ること。 (4) (略) 2 (略) 3 法人に対する指導監督の徹底について (1) (略) (2) 指導監査は、一般監査と特別監査とし、その実施方法は、<u>「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」(平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)</u>によること。 (3)、(4) (略) (5) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われないこと。 特に、「現況報告書」に添付される<u>財産目録、貸借対照表及び収支計算書</u>については、<u>各会計年度</u>の審査はもちろんのこと、経年の整合性についても審査を徹底されたいこと。 (6) 一般監査の結果是正改善を必要とする場合は、個別的にその事実の発生原因の究明を行うとともに、是正改善すべき内容を文書により指導し、その是正改善状況を確実に確認されたいこと。	うものであって、毎年1月末日までに国庫補助協議申請と併せ、都道府県市の意見書を添えて機構融資の申込を行った案件については、国庫補助協議と並行して融資審査を実施し、都道府県市における法人の認可及び国における補助事業の決定との連携を図ることとしていること。この並行審査の実効を期すため、国庫補助協議を行うことが確実に見込まれる案件については、前年の10月以降順次融資申込を行うこと(この場合、意見書の提出は1月末日までに行うこと)。 なお、厚生労働省雇用均等・児童家庭局及び老健局が所管する交付金の対象施設のうち、法人を新設して施設整備を行うものについては、都道府県市において、(独)福祉医療機構及び市区町村(市区町村の整備計画に基づく交付金の場合に限る。以下同じ。)と連携を図ること。 (4) (略) 2 (略) 3 法人に対する指導監督の徹底について (1) (略) (2) 指導監査は、一般監査と特別監査とし、その実施方法は、<u>「社会福祉法人の指導監査要綱の制定について」(平成13年7月23日雇児発第487号・社援発第1274号・老発第273号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)</u>によること。 <u>なお、当該年度における指導監査の実施計画については、年度当初に策定するものとし、少なくとも対象法人、重点事項、実施時期及び具体的方法について明らかにすること。</u> (3)、(4) (略) (5) 法令等の規定に基づき、法人から提出された報告書等については、厳正に審査を行われないこと。 特に、「現況報告書」に添付される<u>財務諸表</u>については、<u>各会計単位ごと</u>の審査はもちろんのこと、<u>各会計単位間及び経年</u>の整合性についても審査を徹底されたいこと。 (6) 一般監査の結果是正改善を必要とする場合は、個別的にその事実の発生原因の究明を行うとともに、是正改善すべき内容を文書により指導し、その是正改善状況を確実に確認されたいこと。
---	--

なお、いわゆる不祥事案が発生した場合には、速やかに特別監査を実施し、当省との連絡を密にし、迅速に善後策を講じられたいこと。 (7) 指導監査に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。 ア、イ (略) ウ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)及び「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」(平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号内閣府子ども・子育て本部統括官、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長連名通知)による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。 (8)、(9) (略) 4 (略) 5 指導監督上の留意事項について (1) 法人の役員等 ア、イ (略) ウ 法人の監事は監査機関として法人の業務執行及び会計の適正を確保すべき機関であることから、関係法令等に定める要件を満たす者から選任され、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第45条の18に定める職務を行うに当たってその独立性が確保されるよう指導の徹底を図られたいこと。 (2) 施設整備関係 ア、イ (略) ウ 入札を行う場合には、監事や、複数の理事(理事長を除く)及び評議員を立ち会わせるよう指導されたいこと。 この場合、地元市町村職員の立ち会いを求めることも適当であること。 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果(入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額)を都道府県市に届け出るよう指導し、都道府県市において当該入札結果(入札金額を除く)を一般の閲覧に	なお、いわゆる不祥事案が発生した場合には、速やかに特別監査を実施し、当省(地方厚生局を含む。)との連絡を密にし、迅速に善後策を講じられたいこと。 (7) 指導監査に係る指摘事項について、改善措置が講じられない場合は、個々の事例に応じ、次に掲げる制裁措置のうち効果的かつ実施可能な方法により措置されたいこと。 ア、イ (略) ウ 「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号・社援発第0312001号・老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)及び「<u>保育所運営費の経理等について</u>」(平成12年3月30日児発第299号厚生省児童家庭局長通知)による運営費の弾力運用については、これを一切認めないこと。 (8)、(9) (略) 4 (略) 5 指導監督上の留意事項について (1) 法人の役員等 ア、イ (略) ウ 法人の監事は監査機関として法人の業務執行及び会計の適正を確保すべき機関であることから、関係法令等に定める要件を満たす者から選任され、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第40条に定める職務を行うに当たってその独立性が確保されるよう指導の徹底を図られたいこと。 (2) 施設整備関係 ア、イ (略) ウ 入札を行う場合には、監事や、複数の理事(理事長を除く)及び評議員(<u>理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係のある者」を除く。</u>)を立ち会わせるよう指導されたいこと。 この場合、地元市町村職員の立ち会いを求めることも適当であること。 入札後は、入札が適正に行われた旨の立会人全員の署名とともに、入札結果(入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額)を都道府県市に届け出るよう
--	--

供されたいこと。また、法人においても入札結果を一般の閲覧に供するよう指導されたいこと。 エ〜カ （略） (3) 施設運営関係 ア、イ （略） ウ 運営費の当該法人内の各サービス区分、本部のサービス区分又は収益事業等の特別会計への資金の貸借（保育所運営費については、『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について』（平成27年9月3日府子第256号・雇児保発0903第2号内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）、厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知）問14の（答）により認められることとされているものに限る。）については、当該年度内に限って認められるものである旨指導されたいこと。 エ、オ （略） (4)〜(6) （略）	指導し、都道府県市において当該入札結果（入札金額を除く）を一般の閲覧に供されたいこと。また、法人においても入札結果を一般の閲覧に供するよう指導されたいこと。 エ〜カ （略） (3) 施設運営関係 ア、イ （略） ウ 運営費の当該法人内の各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業の特別会計への資金の貸借（保育所運営費については、『保育所運営費の経理について』の運用等について』（平成12年6月16日児保第21号厚生省児童家庭局保育課長通知）の問14の（答）により認められることとされているものに限る。）については、当該年度内に限って認められるものである旨指導されたいこと。 <u>なお、当該法人内の各施設経理区分、本部経理区分又は収益事業等の特別会計以外への貸付は一切認められないこと。</u> エ、オ （略） (4)〜(6) （略）
--	--